

# 平成十八年法律第七十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第十一項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
第一回 総則（第一条・第二条）	この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する保育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
第二回 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等（第三条）	この法律において「幼稚園」または、「保育所等」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する保育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
第三回 幼保連携型認定こども園（第九条—第十二条）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、
第四回 認定こども園に関する情報の提供等（第十三条）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、

第五回 雜則（第三十二条—第三十八条）	この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。
第六回 罰則（第三十九条—第四十条）	この法律において「保育者」とは、児童福祉法（平成十八年法律第二百一十号）第六条の三第七項第一号に規定する法律に定める保育をいう。
第七回 附則	この法律において「保育」とは、児童福祉法（平成十八年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する法律に定める保育を必要とする乳児・幼児をいう。
第八回 第一章 総則（目的）	この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法（平成十八年法律第二百一十号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。
第九回 第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等（の認定等）	この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法（平成十八年法律第二百一十号）第六条の三第七項第一号に規定する法律に定める保育をいう。

第十回 第二章 幼保連携型認定こども園（第一回）	この法律において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第二回）	この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二百六十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第三回）	この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十九条第一項に規定する施設のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十六号）第一条に規定する保育所を除く。をいう。
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第四回）	この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第五回）	この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条

第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第六回）	第十一項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第七回）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第八回）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第九回）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、
第十五回 第二章 幼保連携型認定こども園（第十回）	この法律において「幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市）」とは、

る者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。本及び第七条第二項第七号において同じ。) 又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用者(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

（二）都道府県知事の認定の取消し

8 7 6  
（一）申請の撤回

（二）申請の不正又は著しく不当な行為

（三）申請者が、法人で、その役員等のうちによつて、本本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

（四）申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（五）申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

（六）都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

（七）都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村（指定都市等を除く。）又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等の長が第一項又は第三項の認定を行なう場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育施設）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条规定（同法第二十九条第一項に規定する特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めた当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。



- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。  
(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行なう。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

11. 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

12. 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。

13. 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

14. 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

15. 事務職員は、事務をつかさどる。

16. 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

17. 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

18. 義護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

19. 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

（職員の資格）

**第十五条** 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第四十条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

2. 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

3. 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

4. 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。

5. 養護助教諭は、養護教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。

6. 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。（設置等の届出）

**第十六条** 市町村（指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。）（市町村が單

独で又は他の市町村と共同して設立する公立大  
学法人を含む。)は、幼保連携型認定こども園  
を設置しようとするとき、又はその設置した幼  
保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設  
置者の変更その他政令で定める事項(同様第  
二項及び第三十四条第六項において「廃止等」と  
いう。)を行おうとするときは、あらかじめ、  
都道府県知事に届け出なければならない。  
(設置等の認可)

**第十七条** 国及び地方公共団体以外の者は、幼保  
連携型認定こども園を設置しようとするとき、  
又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃  
止等を行おうとするときは、都道府県知事(指  
定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こ  
ども園については、当該指定都市等の長。次  
項、第三項、第六項及び第七項並びに次第第一  
項において同じ。)の認可を受けなければなら  
ない。

二 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請が  
あつたときは、第十三条第一項の条例で定める  
基準に適合するかどうかを審査するほか、次に  
掲げる基準によつて、その申請を審査しなけれ  
ばならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若し  
くは学校教育に関する法律で政令で定めるも  
のの規定により罰金の刑に処せられ、その執  
行を終わり、又は執行を受けることがなくな  
るまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつ  
て政令で定めるものにより罰金の刑に処せら  
れ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ  
とがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二条第一項の規定により  
認可を取り消され、その取消しの日から起算  
して五年を経過しない者であるとき。ただ  
し、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こ  
ども園の認可の取消しのうち当該認可の取消  
しの処分の理由となつた事実及び当該事実の  
発生を防止するための当該幼保連携型認定こ  
ども園の設置者による業務管理体制の整備に  
ついての取組の状況その他の当該事実に関し  
て当該幼保連携型認定こども園の設置者が有  
していた責任の程度を考慮して、この号本文  
に規定する認可の取消しに該当しないことと  
することが相当であると認められるものとし  
て主務省令で定めるものに該当する場合を除

- 四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ハ 第一号、第二号又は前号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

八 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考







(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、第一百五十五条の四及び第一百五十五条の十四、改正後旧介護保険法第四十条、新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

六号 (施行期日)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果による改正後の就学前の子どもに関する法律による改正後の就学前の子どもに関するものとする。

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第七条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園(同法第二条第二項に規定する保育所をいう。)で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。)であつて、国立大学法人法(平成十五年法律第二百一二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。)及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第三十六条第二項の主務省令(以下単に「主務省令」という。)で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。)の設置者は、施行日から起算して三月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事(指定都市等の区域内に所するみなし幼保連携型認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長)に提出しなければならない。

3 指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、新認定

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

**第四条** 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの(国、地方公共団体、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。)は、当分の間、新認定こども園法第十二条の規定にかかるわらず、当該

新認定こども園である幼稚園(以下「新認定こども園」という。)を運営することができる。

2 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかるわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園

2 が幼保連携型認定こども園を設置するためには、必要な知識又は経験を有すること。

3 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2 前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者(法人以外の者に限る。)に係る新認定こども園法第十七条第二項の規定の適用については、「一」申請者が、この法律その他の国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、「二」あるのは、「一」申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき、「三」申請者が、この法律その他の国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの規

2 文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

**第七条** 施行日において現に幼稚園を設置している者(以下「幼稚園」といいう。)が、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼稚園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いている者(以下「新認定こども園」といいう。)が、当該幼稚園を設置した場合には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百三十五条第一項の規定にかかるわらず、当該幼稚園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(罰則に関する経過措置)

**第八条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(準備行為)

**第九条** この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

**第十条** 附則第三条から前条までに定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を受けた者が、この法律その他の国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの規

2 制度又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(関係法律の整備等)

幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかるわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

(新認定こども園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。



この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。) 及び第十三条の規定並びに附則第十九条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定

二 第三条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。)、第四条(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規定並びに附則第四条の規定

三 第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「旧認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けている施設（中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下この条において同じ。）が設置するものに限る。）については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において当該中核市の長が第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「新認定こども園法」という。）第三条第一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

2 附則第十一条第一項の規定により中核市の長がした新認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定とみなされた附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に都道府県知事がした旧認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定については、新認定こども園法第三条第十項の規定は、適用しない。  
(処分、申請等に関する経過措置)

2  
この法律の施行の日前にこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。  
前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これをこの法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第十三条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附 則 (令和元年六月七日法律第二六号)抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略  
**三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条(第一号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日**  
(政令への委任)  
**第四条** 前二条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
各号に定める日から施行する。  
**附 則 (令和四年五月一八日法律第四〇号)抄**  
(施行期日)

(政令への委任)  
**第十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則（令和四年六月一五日法律第六六二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 附 則（令和四年六月二二日法律第七六二号）抄

**（施行期日）**

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機關に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機關に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

あるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

**(命令の効力に関する経過措置)**

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和四年六月二二日法律第七七**

**号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**一 略**

**二 附則第十一条の規定** こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

**附 則（令和五年六月一六日法律第五八**

**号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第三条及び第四条の規定並びに** 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

**（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）**

**第二条** 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の就学前の子どもに

関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第七項又は第十七条第四項の規定によりされている協議の申出は、第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第七項又は第十七条第四項の規定によりされた通知とみなす。

**第五条** 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

**（政令への委任）**

**第五条** 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。